

日 時：令和8年1月21日（水）13:30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、  
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、  
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第348回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つです。

議題1「第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルフォローアップ会合について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルフォローアップ会合の結果について、御説明します。

背景としまして、第327回個人情報保護委員会において御報告したとおり、第5回目となる、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルが、昨年6月17日から19日にかけて、カナダのデータ保護・プライバシー機関（DPA）であるカナダプライバシー・コミッショナー事務所（OPC）の主催により、オタワで開催されました。参考として、資料1-1の4ページ目に、第327回個人情報保護委員会において御報告した際の資料を添付しております。

このラウンドテーブルのフォローアップとして、昨年12月9日及び10日にオンラインでの会合が開催され、当委員会からは手塚委員長が出席しました。

資料1-1の1ページ目に、本フォローアップ会合の概要を記載しております。本会合では、各作業部会の成果物として、DFFT作業部会によるポジションペーパー及び執行協力作業部会による執行事例共有フォーマットが採択されるとともに、2026年の行動計画が採択されました。さらに、当委員会は、執行協力作業部会の共同議長に加え、2026年より、ドイツBfDI（連邦データ保護・情報自由監察官）とともにDFFT作業部会の共同議長を務めることとなりました。

同じ資料の2ページ目に、G7各国のDPA委員長級の出席者を紹介しております。

同じ資料の3ページ目には、2026年の行動計画の概要を記載しております。昨年に引き続きDFFT（信頼性のある自由なデータ流通）、先端技術、執行協力の三つの作業部会の取組について述べる内容となっています。

ただいま御説明しました行動計画の原文及び仮訳を、資料1-2以下として提出してお

ります。行動計画の内容につきましては、特に当委員会がアメリカF T C（連邦取引委員会）と共同議長を務める執行協力作業部会において、当委員会が主導して作成した、執行事例共有フォーマットが採択されたことが明記され、今後、G 7各国のD P A間で当該フォーマットの活用についての議論を深めるとともに、他のフォーラムにも当委員会発のフォーマットが伝播していくように、議論を深めていくこととしています。

本年2026年の第6回ラウンドテーブルは、6月にフランス・パリで開催される予定です。今般採択された行動計画に沿いながら、D F F T、先端技術及び執行協力の三つの柱に関するワーキンググループで作業を継続し、その進捗及び成果について議論を行う予定です。

説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、私から一言申し上げさせていただきます。ただいまの御説明、どうもありがとうございました。昨年6月にカナダのオタワで開催された、このG 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルのフォローアップとして12月に開催された、オンライン会議に出席いたしました。ここで、まさにこの会場で、夜9時ぐらいから12時という、日本がいつもこの場合不利になるのですけれども、その環境でやったということでございます。

内容については、事務局から説明のあったとおりですが、成果物の採択に加え、G 7各D P Aの委員長級同士が直接、各機関の関心事項についてのプレゼンを行ったり、それらを踏まえた議論があったりと、大変興味深いものでございました。

特に、当委員会も含め、こどものプライバシーの保護というテーマが、G 7いずれの法域においても重要度の高いものであることが明らかとなった点を、私としては強調しておきたいと思っております。

また、執行協力作業部会の共同議長に加え、2026年よりドイツB f D IとともにD F F Tの作業部会の共同議長も務めるということになりまして、我が国のG 7での貢献が、更に深まっていくということになると思っております。このD F F T作業部会でも、越境データ移転に係る法的要件を始めとする重要な論点が多く、D F F Tの提唱国である我が国として、その議論を深めるということには、大きな意味があると確信しております。

引き続き、G 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおける取組に、積極的に関与していきたいと考えております。

以上でございます。

そのほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。